

2023年11月28日

三菱UFJ信託銀行株式会社  
Progm at, Inc.  
JPYC株式会社

## 三菱UFJ信託銀行とProgm atおよびJPYCの協業による、 「JPYC（信託型）」および国内外ステーブルコイン間の交換に関する共同検討開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長：長島 巖<sup>ながしま いわお</sup>、以下 三菱UFJ信託銀行）、Progm at, Inc.（代表取締役：齊藤 達哉<sup>さいとう たつや</sup>、以下 Progm at）、JPYC株式会社（代表取締役：岡部 典孝<sup>おかべ のりたか</sup>、以下 JPYC社）は、ステーブルコイン（略称 SC）の発行・管理基盤である「Progm at Coin（プログラマコイン）」基盤を活用し、改正資金決済法に準拠した SC として「JPYC（信託型）」の発行に向けた共同検討（以下、本共同検討）を開始いたしました。

あわせて、本共同検討を通じて、「Progm at Coin」基盤を介して発行される様々な“国産 SC”と、“海外 SC”（海外籍発行者の発行する SC）の相互交換を可能にし、Web3 の広範な普及に寄与することを目指します。



### 1. 背景と目的

三菱UFJ信託銀行およびProgm atは、2023年6月施行の改正資金決済法に即した形でSCを発行するためのインフラとして、パーミッションレス（パブリック）ブロックチェーン利用を前提とした「Progm at Coin」基盤の開発を主導しています。「Progm at Coin」基盤を用いた様々なブランドのSCは、取り扱う仲介者が必要なライセンス登録を完了し次第、発行・流通が可能になる予定です。

JPYC社では、パーミッションレス（パブリック）ブロックチェーン上で発行・流通する日本円SC「JPYC」の開発運営を行っています。2021年1月に発行を開始し、2023年11月には累計発行額が23億円を突破しました。改正資金決済法を受け、電子決済手段に該当する日本円SC「JPYC」の発行および流通の促進を目標に掲げ、特にUSDCをはじめとする海外SCとの相互交換の実現のため、資金移動業および電子決済手段等取引業のライセンス登録に向けた取り組みを進めています。

本共同検討は、「Progmatic Coin」基盤を用いた SC ブランドの 1 つとして、改正資金決済法上の電子決済手段に該当する日本円 SC「JPYC（信託型）」の発行を目指します。現状の「JPYC」は資金決済法上の前払式支払手段として発行しており、原則として金銭による払い戻しが禁止されていますが、電子決済手段に該当する「JPYC（信託型）」については、金銭による払い戻しが可能になります。

加えて、JPYC 社が改正資金決済法上の電子決済手段等取引業のライセンスを取得し、Progmatic と連携することで、「Progmatic Coin」基盤を介して発行される様々な“国産 SC”を取り扱う仲介業者の一角として、“国産 SC” 同士や“海外 SC” との相互交換を可能にし、国内の SC 利用者が国内外の様々な SC を円滑に利用できる環境を整備します。

	前払式支払手段	電子決済手段(SC)	暗号資産
価値変動 (対法定通貨)	安定 (等価の法定通貨で固定)	安定 (等価の法定通貨で固定)	変動あり (市場価格で変動)
換金可能性	基本的に払戻し不可	可能 (等価の法定通貨で償還、 又は市場価格で売却)	可能 (市場価格で売却)
利用可能範囲	限定的 (加盟店ネットワーク内)	無制限 (アドレス情報さえあれば 不特定先に支払可)	無制限 (アドレス情報さえあれば 不特定先に支払可)

## 2. 具体的なスキームの全体像

2023 年 6 月施行の改正資金決済法上、SC（電子決済手段）として、「銀行預金型」・「資金移動型」・「信託型」の 3 類型が想定されています。JPYC 社では、資金移動型 SC としての「JPYC（資金移動型）」の発行も検討していますが、本共同検討では、送金金額制約のない信託型 SC としての「JPYC（信託型）」の組成を前提\*1としています。

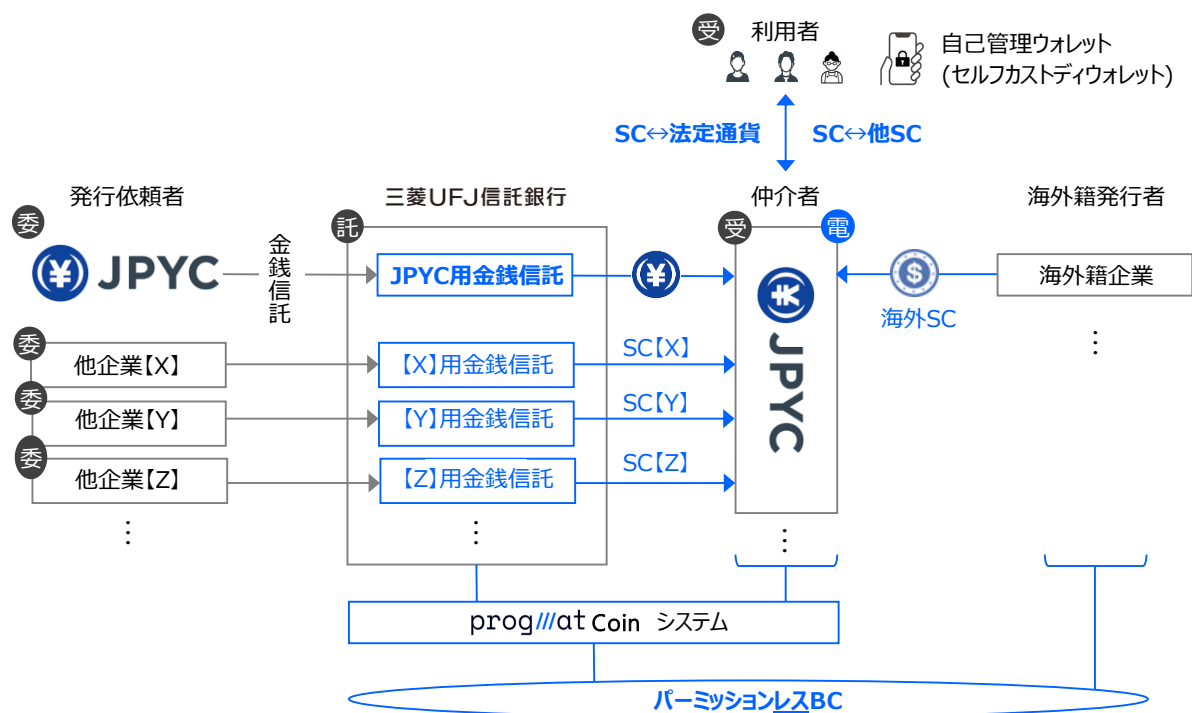
	銀行預金型“電子マネー”	資金移動型ステーブルコイン	信託型ステーブルコイン
発行希望者の ライセンス制約	銀行業免許取得要	資金移動業登録要	ライセンス不要 (信託委託者への業規制無し、 資産管理周りは信託銀行で分担)
送金先制約	KYC済アドレス以外 送金不可	KYC未済アドレス含めて 送金可(法的整理済)	KYC未済アドレス含めて 送金可(法的整理済)
送金金額制約	制約なし	送金金額制約有り 100万円/回	制約なし

また、改正資金決済法上、海外籍発行者の発行する“海外 SC”を仲介者として取り扱う電子決済手段等取引業者は、海外籍発行体の破綻リスクから顧客を保護するために、顧客から預託された SC と同額の法定通貨を自己資金から拠出し保全しておく義務が課されていますが、顧客が自ら「セルフカストディウォレット」を用いて自己管理する場合等、SC の預託が発生しない仲介モデルも想定可能です。

具体的なスキームとして、以下のように想定しています。

- 【電子決済手段類型】 3号電子決済手段（特定信託受益権）
- 【発行依頼者（委託者）】 株式会社JPYC
- 【発行者（受託者）】 三菱UFJ信託銀行
- 【裏付資産（預金）運用先】 任意の金融機関
- 【取扱仲介者】 JPYC株式会社
- 【裏付通貨種類】 円貨建てステーブルコイン
- 【ステーブルコイン名称】 JPYC（JPY Coin）
- 【接続ブロックチェーン】 Ethereumのほか、複数チェーンへの拡張を想定

【凡例】 委 金銭信託委託者 託 同受託者 受 同受益者 電 電子決済手段等取引業者



### 3. 今後の予定

日本国内でステーブルコイン（電子決済手段）を業として取り扱うためには、改正資金決済法で新設された「電子決済手段等取引業」のライセンスを仲介者が取得することが前提となります。JPYC社が新たにライセンスを取得するまでに要する期間を踏まえ、「JPYC（信託型）」を2024年夏頃に発行することを目指します。

以上

\*1) ステーブルコインのスキーム選択に関する解説は以下をご参照  
 解説記事：<[https://note.com/tatsu\\_s123/n/n1f7f6df36752](https://note.com/tatsu_s123/n/n1f7f6df36752)>

<別紙>

1. 各社の役割・概要

(1) プラットフォーム「Progrmat Coin」開発者

商 号 : Progrmat, Inc.

代 表 者 : 代表取締役 Founder and CEO 齊藤 達哉

U R L : <https://progrmat.co.jp/>

(2) 発行依頼者（委託者）兼仲介者

商 号 : JPYC 株式会社

代 表 者 : 代表取締役 岡部 典孝

U R L : <https://jpyc.co.jp/>

(3) 発行者（受託者）

商 号 : 三菱UFJ 信託銀行株式会社

代 表 者 : 取締役社長 長島 巖

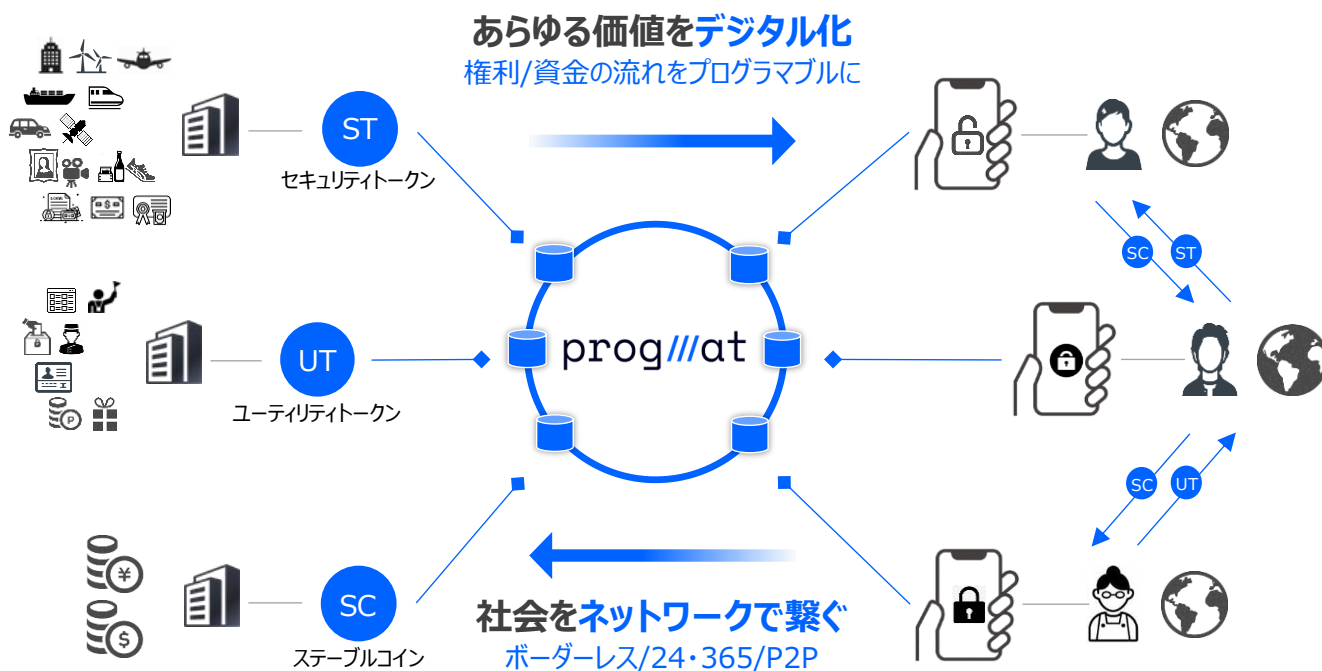
U R L : <https://www.tr.mufg.jp/>

◆ 「Progrmat（プログマ）」について

Web サイトおよび解説記事を公開しておりますので、以下 URL からご覧ください。

Web サイト : <<https://progrmat.co.jp/>>

解 説 記 事 : <[https://note.com/tatsu\\_s123/n/n03a291fa52ab](https://note.com/tatsu_s123/n/n03a291fa52ab)>



◆ 「Progmatic Coin (プログラマコイン)」 基盤について

「Progmatic Coin」 基盤は様々な SC を発行・管理するためのインフラです。

資料を公開しておりますので、以下 URL からご覧ください。

資料 : <<https://speakerdeck.com/progmat/sc>>

解説記事 : <[https://note.com/tatsu\\_s123/n/n406e5cfa9f1c](https://note.com/tatsu_s123/n/n406e5cfa9f1c)>

